

令和8年度販売分〔公募（第1回）〕

盛岡市土地区画整理事業

太田地区

【保留地】分譲のご案内

申込受付期間 8/10(月) ～ 8/28(金)



お問い合わせ・お申し込み



盛岡市

都市整備部 都市再生課 業務係

〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2

TEL : 019-639-9056 FAX : 019-639-9059

区画整理事業 / 保留地売却情報

盛岡市公式ホームページ

<http://www.city.morioka.iwate.jp/>

・区画整理事業

広報ID:1010164

・太田地区保留地売却情報

広報ID:1008685

[保留地]分譲情報



番号	街区 番号	画地	地 積		単 価		価 格
①	78	4	330.69 m ²	100 坪	73,100 円/m ²	242 千円/坪	24,173,439 円
②	1	7	114.44 m ²	35 坪	48,300 円/m ²	158 千円/坪	5,527,452 円
③	126	21	192.51 m ²	58 坪	68,900 円/m ²	229 千円/坪	13,263,939 円
④	155	1-1	310.24 m ²	94 坪	57,500 円/m ²	190 千円/坪	17,838,800 円
⑤	155	1-2	167.57 m ²	51 坪	65,500 円/m ²	216 千円/坪	10,975,835 円

※ 保留※保留地への車両の乗り入れは禁止しております。

※ 見学する際は周辺状況に注意してください。

※ 坪面積は、坪換算：1 m²=0.3025 坪とし、小数点以下を四捨五入して表示しています。

※ 坪単価は、価格を坪面積（上記計算による）で割り返した数字を千円単位で切上して表示しています。

- 上水道／盛岡市水道（施工費用は契約者負担となります。）
- 下水道／盛岡市公共下水道（下水道負担金は契約者負担となります。）
- 電気／東北電力(株)
- ガス／盛岡ガス(株)
- 施行者・売主／盛岡市

■販売保留地の形状、価格等

	① 保留地番号 8 - 1 ● 所在 78 街区 4 画地 ● 面積 330.69 m² ● 価格 24,173,439 円 ● 単価 73,100 円/m² ● 建ぺい率 60% ● 容積率 200% ● 用途地域 第一種中高層住居専用地域 ● 防火地域 準防火地域 ● 都市再生特別措置法 盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域内 〃 都市機能誘導区域外
	② 保留地番号 8 - 2 ● 所在 1 街区 7 画地 ● 面積 114.44 m² ● 価格 5,527,452 円 ● 単価 48,300 円/m² ● 建ぺい率 60% ● 容積率 200% ● 用途地域 第一種住居専用地域 ● 防火地域 準防火地域 ● 都市再生特別措置法 盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域外 〃 都市機能誘導区域外
	③ 保留地番号 8 - 3 ● 所在 126 街区 21 画地 ● 面積 192.51 m² ● 価格 13,263,939 円 ● 単価 68,900 円/m² ● 建ぺい率 50% ● 容積率 80% ● 用途地域 第一種低層住居専用地域 ● 防火地域 指定なし ● 都市再生特別措置法 盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域内 〃 都市機能誘導区域外

■販売保留地の形状、価格等

	④ 保留地番号 8-4
	● 所在 155 街区 1-1 画地 ● 面積 310.24 m² ● 価格 17,838,800 円 ● 単価 57,500 円/m² ● 建ぺい率 50% ● 容積率 80% ● 用途地域 第一種低層住居専用地域 ● 防火地域 指定なし ● 都市再生特別措置法 盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域外 " 都市機能誘導区域外
	⑤ 保留地番号 8-5
	● 所在 155 街区 1-2 画地 ● 面積 167.57 m² ● 価格 10,975,835 円 ● 単価 65,500 円/m² ● 建ぺい率 50% ● 容積率 80% ● 用途地域 第一種低層住居専用地域 ● 防火地域 指定なし ● 都市再生特別措置法 盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域外 " 都市機能誘導区域外

分譲方法

- 公示した処分価格で買受希望者に分譲します。
- 希望者が複数の場合には公開抽選により当選者を決定します。

説明会の日時及び場所等

- 日 時 令和 8 年 8 月 8 日 (土) 10 時 00 分から
- 場 所 盛岡市役所都南分庁舎 4 階 大会議室
- * 事前申し込み不要です。当日、会場にお越しください。

抽選参加申込み受付

- 受付期間 令和 8 年 8 月 10 日 (月) から 8 月 28 日 (金) の午前 9 時から午後 5 時まで (土・日・祝日は除く)。
- * 郵送の場合、書留で送付。8 月 28 日 (金) 必着とします。
- 受付場所 〒020-8532

盛岡市都市整備部都市再生課業務係 盛岡市津志田14-37-2 [盛岡市役所都南分庁舎2階]

申込みに必要な書類

- 抽選参加申込書 ※ 共有の場合は、連名により申し込んでください。
 - 印鑑登録証明書
 - 身分証明書（本籍地の市区町村長が発行するもの。）
 - 世帯全員の住民票（個人番号以外の記載を省略しないもの。）
 - 誓約書
- } 共有の場合は、共有者分も提出が必要です。
ただし、住民票は共有者が別世帯の場合のみ
各世帯分の提出をお願いいたします。
- * 法人の場合は抽選参加申込書、印鑑証明書及び誓約書のみとなります。
 - * 印鑑登録証明書（印鑑証明書）、身分証明書及び住民票は、発行後3か月以内のものを提出してください。

申込者の資格等

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。
- 破産者にあつては復権を得た者であること。
- * 1世帯又は1法人につき、1区画のみ申込みできます。また、申込者と同一の世帯に属する方は申込みをすることはできません。
- * 転売を目的とする方の申し込みはできません。
- * 申込者以外の方が保留地売買契約者となることはできません。共有名義で保留地を買い受けされる方は連名でお申し込みください。

抽選の日時及び場所等

- 日 時 令和8年9月11日（金）10時00分から
- 抽選会場 盛岡市役所都南分庁舎4階 大会議室
- 抽選方法 抽選は抽選器を使用して、当選者1人と補欠者1人を決定します。
- * 抽選に参加される方は、抽選参加資格決定通知書をお持ちください。
- * 代理人が出席する場合は委任状が必要となります。また、法人は代表者以外の方が出席する場合は委任状が必要となります。
- * 代理人は今回の保留地処分抽選に個人として参加していない方で、1人1区画のみの代理人となります。

売買契約の締結等

- 当選者には売買契約の締結にあたり契約金額の1割以上を契約保証金として納付していただきます。
- 売買代金は売買契約締結日から20日以内に納付していただきます。

その他

- 当選者がその権利を放棄したとき又は失格したときは、補欠者が当選者の資格を得ます。ただし、その資格を得る期限は当選者が契約締結するまでです。
- 必ず現地確認の上お申し込みください。
- ②、④、⑤の保留地は雫石川の河川堤防に近接しているため、建築物、工作物等の建築、設置にあたっては岩手河川国道事務所盛岡出張所と協議してください。建物配置等に制限がかかる場合があるため、抽選申込みの前にご相談いただくことをお勧めします。
- 土地は代金完納後から使用することができます。また、土地は現況のままお引渡しいたします。
- 所有権移転の登記は、土地区画整理事業の換地処分後に施行者が行いますが、この登記の際に必要な費用は、所有権の移転登記手続きを行う時点で購入者に負担していただきます。
- 登記手が完了するまで（契約締結日から登記完了までの期間が5年に満たないときは5年間）は、原則として保留地の転売はできません。
- 登記手が完了するまでは原則として抵当権の登記はできません。
- 金融機関等から融資を受け購入資金に充てられる方は、申込み段階から金融機関の融資担当者等とよくご相談のうえお申し込みください。契約締結後に融資の都合で購入を辞退されても契約保証金はお返しできません。
- 個人・法人代表者として各自抽選販売にお申込みされる場合、もしくは複数の法人の代表者として各自抽選販売にお申込みされる場合は、抽選実施の際はどちらか一方へ代理人を手配いただき、委任状を用意くださいますようお願いいたします。